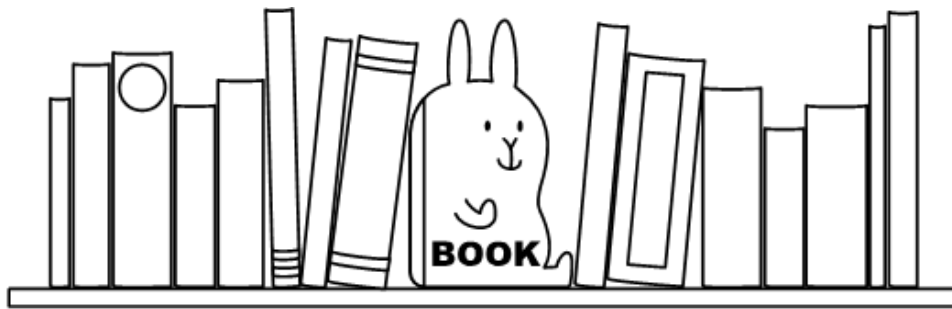


第三次
新宮市子ども読書活動推進計画



令和6年3月

新宮市教育委員会

目次

第1章 第三次計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の意義と背景.....	1
2 本計画の期間.....	1
第2章 基本方針.....	2
第3章 第二次計画期間における取組と課題.....	3
1 家庭・地域における子ども読書活動の推進.....	3
2 保育園(所)・こども園・幼稚園における子ども読書活動の推進.....	5
3 学校における子ども読書活動の推進.....	7
4 市立図書館における子ども読書活動の推進.....	10
5 ボランティア活動の推進.....	13
第4章 子ども読書活動推進のための今後の方策.....	14
1 家庭・地域における子ども読書活動の推進.....	14
2 保育園(所)・こども園・幼稚園における子ども読書活動の推進.....	16
3 学校における子ども読書活動の推進.....	18
4 市立図書館における子ども読書活動の推進.....	20
5 ボランティア活動の推進とその支援.....	22
参考資料.....	23
資料1 読書についてのアンケート調査 結果報告書.....	23
資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律.....	25
資料3 新宮市子ども読書活動推進会議設置要綱.....	28
資料4 本計画策定の経過.....	30
資料5 新宮市立図書館児童関係各種統計.....	31
資料6 新宮市子ども読書活動推進会議委員名簿.....	32

第1章 第三次計画の策定にあたって

1 計画策定の意義と背景

子どもの読書活動を推進し、読書環境を豊かにするために、平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が公布・施行されました。平成14年には同法に基づき最初の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、その後、おおむね5年ごとに計画を更新し、令和5年3月には第五次基本計画が策定されました。

和歌山県では、推進法第9条第1項の規定に基づき、平成16年から5年ごとの推進期間を定め、平成31年度には第四次計画が策定され、子どもの読書環境を充実させる取組が進められています。

新宮市においても、平成24年度に「新宮市子ども読書活動推進計画」(以下「第一次計画」という。)を、平成30年度には「第二次 新宮市子ども読書活動推進計画」(以下「第二次計画」という。)策定し、それぞれの分野で子どもの読書環境整備に取り組んできました。この間、新宮市や新宮市の子どもたちをとりまく環境には大きな変化がありました。また、スマートフォンなどの急速な普及により、現代の社会や、子どもたちの生活習慣は大きく変化していますが、「本とふれあうことによって、子どもたちは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身につけることができる」※とあるように、子どもが本に親しみ、読書の習慣をもつことの大切さには変わりありません。

第二次計画における取組と今後の課題を検証し、引き続き新宮市全体の更なる読書環境の整備に連携して取り組んでいくため、「第三次 新宮市子ども読書活動推進計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 本計画の期間

本計画の期間は令和6年度から概ね5年間とします。

※1 衆議院における子ども読書年に関する決議（平成11年）

第2章 基本方針

第二次計画期間における成果と課題を踏まえ、次の3項目を引き続き基本方針とします。

1 親と子どもに読書の楽しさ、大切さを伝えます

子どもの成長にとって家庭での影響が大きいことは言うまでもありませんが、子どもの読書にとってもやはり家庭が基本であると考えます。特に保護者に読書やおはなしの楽しさ、大切さを認識してもらうことがもっとも重要です。家庭での読書やおはなしなど家族のコミュニケーションが生活の習慣になるよう啓発し、その充実に努めます。

2 いつも子どものそばに本がある環境をつくります

乳幼児期から青少年期まで、いつも手に届く範囲に本がある環境をつくること
が大切であるのは言うまでもありません。社会全体でその環境を整備していく必
要があります。

そのため、地域の施設をはじめ保育園(所)、こども園や幼稚園、学校、図書館な
どで本と出合えるようにそれぞれが役割を果たしていきます。

3 子どもの読書活動に取り組む各団体の連携をすすめます

読書活動に関わる諸団体それぞれが連携することで情報を共有し、資料や施設
の相互利用やスキルアップのための研修をするなどして、その成果を子どもの読
書活動の推進に活かしていきます。

第3章 第二次計画期間における取組と課題

1 家庭・地域における子ども読書活動の推進

第一次計画を振り返っての課題

第一次計画期間を振り返って、主に下記のような課題が挙げられました。

- (1)地域による子どもの読書環境の違い
- (2)児童館図書室の読書環境整備
- (3)利用児童に対する貸出等児童館図書室の利活用
- (4)現在でも利用可能なサービスの未周知(市立図書館大型絵本貸出等)

これらを少しでも解消するために、第二次計画では、

- (1)乳幼児期からの読書週間の形成とその継続
- を目標として掲げ、下記のような取組が進められました。

主な取組

(1)乳幼児期からの読書週間の形成とその継続

①子どもの読書に対する関心を引き出すための働きかけ

- ・ブックスタート、工作、おはなし会、よみきかせの実施(市立図書館、ボランティア)
- ・「この本よんだ?」の発行、配布、掲示(市立図書館、ボランティア)
- ・年齢や季節に応じた絵本の紹介
- ・読書週間の呼びかけ
- ・行事の広報

- ・児童館、子育てひろば、幼稚園での絵本の貸出

- ・子ども一人一人への声掛け(児童館)

②団体貸出を利用した、児童館図書室の読書環境整備

- ・市立図書館団体貸出を利用し、図書室の充実、よみきかせ等を実施
- ・配架の見直し、書架サインの作製等
- ・図書室内の机を増やす等、図書室の環境整備
- ・資料の買い替え

③児童館、保育園(所)、こども園、幼稚園、学校、市立図書館の連携による資料の活用

- ・施設の閉園や移転に伴い、不要となった資料の活用

④大型絵本貸出等のサービスの周知

- ・大型絵本、大型紙芝居、紙芝居枠等を手に取りやすい場所に設置し、おはなし会用に貸出できる旨を表示

- ⑤「子ども読書まつり～子ども一日移動図書館(仮称)」の開催は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止としたため、取組はなし。
- ⑥障害者等日常生活用具給付等事業
・情報・意思疎通支援用具給付(視覚障害者用ポータブルレコーダーや視覚障害者用活字文書読上げ装置等)

第二次計画を振り返っての課題

第二次計画期間を振り返って、主に下記のような課題が挙げられました。

- (1) 図書購入のための予算の不足、子ども達の興味がある内容の本、新しい本の購入(児童館)
- (2) 市立図書館団体貸出利用時の本の紛失・汚破損
- (3) 広報、新聞広告等を見ない方へのサービス、行事等の周知
- (4) 事業実施の予算及び行事实施に必要な人員の確保
- (5) おはなし会参加者の減少、おはなし会以外を目的に来館する子どもたちにかにおはなし会を楽しんでもらうか(児童館)

読書についてのアンケート(令和4年度実施)より

アンケートでは、児童館の図書室、市立図書館、移動図書館の利用が非常に少ないという結果になりました。

児童館の図書室を利用しない理由は、「忙しかった」「子どもが行きたがらない、行きたいと思わない」が多くなっており、自由記入欄では「児童館では本以外の事で遊ぶ」という内容のコメントが多い結果となり、児童館を利用する子ども達は、読書以外の活動をする人が多いということが見えてきました。

市立図書館、移動図書館を利用しない理由は、2歳、5歳では「忙しかった」が約40%と顕著であり、時間的な余裕がないと子どもを連れての利用がしにくいことや、小学生以上になると「借りなくても読む本がある」「読みたい本がない」などの回答が増え、身近にある本を読むという子どもが多いことが窺えます。

保護者アンケートでは、どの年代も「読まない」という回答が半数前後となっており、保護者世代で読書をしている人が少ないことが分かりました。各施設の魅力アップや、保護者への一層の働きかけが必要です。

2 保育園(所)・こども園・幼稚園における子ども読書活動の推進

第一次計画を振り返っての課題

第一次計画期間を振り返って、主に下記のような課題が挙げられました。

- (1)地域での取組状況や環境の違いとそれにより発生すると思われる子ども一人一人の「読む力」の差
- (2)保護者への働きかけの機会が少ない
- (3)絵本への関心が高くない保護者への働きかけの方法
- (4)市立図書館利用機会増の必要性
- (5)定期的な絵本の購入やその予算

これらを少しでも解消するために、第二次計画では、

- (1)絵本に親しむための環境整備
- (2)ボランティアや市立図書館との連携
- (3)保護者への働きかけ

を目標として掲げ、下記のような取組が進められました。

主な取組

- (1)絵本に親しむための環境整備
 - ・よみかかせの実施、保育中の生活リズムの中に絵本のよみかかせの時間や絵本タイムを設定
 - ・制作や避難訓練などで絵本を活用する
- (2)市立図書館やボランティアとの連携
 - ・幼稚園での活動の中に、市立図書館利用機会を取り入れる
 - ・保育の中(園外活動)での市立図書館の利用
- (3)保護者への働きかけ
 - ・園庭開放(未入园児対象・園外での子育て支援におけるよみかかせの実施)
 - ・各家庭への本の貸出、幼稚園での絵本の貸出

第二次計画を振り返っての課題

第二次計画期間を振り返って、主に下記のような課題が挙げられました。

- (1)新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため人的交流が難しく、実施できなかった行事が多い
- (2)図書購入のための予算不足
- (3)市立図書館まで遠い保育園(所)、こども園の市立図書館利用

読書についてのアンケート(令和4年度実施)より

家庭における読書状況の調査結果では、「誰に読んでもらう事が多いか」に対し、「保育園(所)の先生」というコメントが複数あり、保育園(所)などでのよみきかせが子どもにとって大きいことが窺えます。また、子どもに本を読むタイミングでは、「保育園などから絵本を持ち帰ったとき」という回答が20%前後となっており、保育園(所)、こども園、幼稚園での取組が絵本に親しむために高い効果をあげているということが読み取れました。



3 学校における子ども読書活動の推進

第一次計画を振り返っての課題

第一次計画期間を振り返って、主に下記のような課題が挙げられました。

- (1)学校図書館(室)の利用者が少ない(設備、場所、魅力の問題)
- (2)蔵書の充実
- (3)分類作業の時間の確保
- (4)学校司書の増員、中学校も含めた全校への配置
授業との連携強化
- (5)子どもの活字離れ
- (6)出張おはなし会
団体貸出の周知と調整方法

これらを少しでも解消するために、第二次計画では、

- (1)読書意欲の向上と読書指導の充実
- (2)資料収集と環境整備の推進
- (3)司書教諭と学校司書の充実
- (4)学校と市立図書館の連携の促進

を目標として掲げ、下記のような取組が進められました。

主な取組

(1)読書意欲の向上と読書指導の充実

①本と出合う機会をつくり、興味を引き出す

- ・図書委員、司書らのポップによる本紹介
- ・1年生から6年生まで担当月を割り振り、おすすめ本紹介を実施
- ・読書週間イベントの実施(年1、2回)
- ・朝の読書タイム導入(全校一斉)
- ・担任や司書によるよみきかせやブックトークの実施
- ・読書スタンプラリー、読書の木(学年毎に図書室前に設置。貸出冊数等に応じ、葉や花を増やしていく)等のイベントの実施
- ・近隣中学生のよみきかせ交流
- ・読書感想文・読書感想画コンクールへの取組
- ・読書通帳の活用

(2)資料収集と環境整備の推進

①学校図書館(室)の魅力アップ

- ・学校図書館(室)の整備(選書、図書の購入、廃棄、分類、本の展示等)
- ・季節や行事ごとの壁面飾り
- ・図書委員会の活動の充実(カウンター、書架整理、壁面飾り・イベント用品・POP の作製、読書週間イベントの準備、図書の装備等)
- ・図書館だよりの発行と本の紹介(月1回)
- ・図書館オリエンテーションの実施(4月)
- ・調べ学習の実施
- ・出張おはなし会の募集

②興味をもった本を、いつでも読める環境作り

- ・学校図書館(室)の常時開放(児童)
- ・長期休み期間中の本の貸出
- ・並行読書(学校図書館(室)・教室前に「授業で活用する本のコーナー」を設置)
- ・空きスペースへ本、書棚の設置

(3)司書教諭と学校司書の充実

- ・中学校担当司書(1人)の配置

(4)学校と市立図書館の連携の促進

- ・市立図書館の見学、職場体験の実施
- ・市立図書館団体貸出の活用
- ・移動図書館学校巡回 高田小中・熊野川小/月1回、神倉・王子ヶ浜・三輪崎/学期に1回

(5)その他

- ・レファレンスサービスの実施及びサービスの積極的な周知
- ・郷土を知るため、和歌山県・新宮市各地区の本やパンフレットの展示
- ・寄贈、除籍等、市立図書館には不要な資料を学校で活用
- ・本の修繕について、ブック・ブック修理部に相談

第二次計画を振り返っての課題

第二次計画期間を振り返って、主に下記のような課題が挙げられました。

- (1)学校図書館(室)の利用者が少ない(開館時間、場所、魅力の問題)
- (2)学校図書館(室)の設備
- (3)蔵書の充実および資料の買い替え
- (4)分類作業の時間の確保
- (5)学校司書の増員
- (6)授業との連携強化、市立図書館を授業で活用してもらうための教員への働きかけ

- (7)子どもの活字離れ
- (8)市立図書館団体貸出の周知と調整方法等
- (9)行事にかかる人員の確保
- (10)ビブリオバトルの日程調整、参加者の確保
- (11)図書担当者だけで大規模な取組や長期的取組をすることが困難。現在は学校の研究と関わっている全職員で取り組むことができているため、継続できている

読書についてのアンケート(令和4年度実施)より

学校図書館(室)を利用しない理由として、「休み時間は外で遊ぶ」の他「教室の本を読んでいる」という旨のコメントがどの年代でもありました。また、本を読まなかった理由としては、2歳～小2では「遊んでいた」という回答が最も多いですが、小2以上からは「本を読みたいと思わない」が増加し、中2、高2では最も多い結果となりました。小2以上は「読みたい本がなかった」という回答も多くなっています。

このことから、本と出会う機会をつくること、興味を持った本が手に届きやすい場所にあることが重要であり、子どもの読書につながっていることが分かります。

4 市立図書館における子ども読書活動の推進

第一次計画を振り返っての課題

第一次計画期間を振り返って、主に下記のような課題が挙げられました。

- (1)設備のバリアフリー化、授乳専用スペース・こどもトイレ等の不備
館外書庫保管資料提供に要する時間
新市立図書館開館までの図書保管場所
幼年童話(絵本から読み物へとつながる本)の少なさ
サービスの拡充に伴う作業量増、人員の不足
- (2)おはなし会参加人数の減少
読書に関心がある保護者が市立図書館等を利用したくなる手立ての必要性
移動図書館利用者のかたより
障がい特性により気軽に市立図書館を利用しにくい児童への対応
- (3)来館が困難な子どもへの対応
- (4)よみきかせボランティアグループの新規会員確保
- (5)市立図書館について周知が不十分(場所、利用方法、サービス等)
行事等の広報
啓発

これらを少しでも解消するために、第二次計画では、

- (1)環境整備
 - (2)利用の促進
 - (3)利用が困難な子どもへのサービス
 - (4)連携による子どもの読書活動の推進
 - (5)啓発・広報
- を目標として掲げ、下記のような取組が進められました。

主な取組

(1)環境整備

①ユニバーサルデザインに配慮した新市立図書館の検討、整備

- ・新市立図書館への移転
- ・バリアフリートイレ、こどもトイレ、授乳室(調乳設備有)、おむつ替え台、おむつ用ごみ箱、ベビーカート、エレベーター(低めのボタン、手すりの設置等)、拡大読書器の設置
- ・駐車場台数の充実、優先駐車場の設置
- ・児童閲覧席の拡大
- ・開架資料(図書館利用者が自由に手に取れる資料)の増加
- ・館外書庫資料の集約(旧三輪崎幼稚園保管資料等。資料提供にかかる時間の短縮、提供可能となった児童書の増加)

②資料の継続的な整備

- ・基本的な絵本、児童書の修繕や買替
- ・児童向け雑誌の設置

③幼年童話、ヤングアダルトコーナー(中学生・高校生に適した本、興味をひく本など)を含め、体系的な資料の整備

(2)利用の促進

①季節の本等の展示により、子どもが読みたい本に手が届く環境を整える

- ・展示コーナーの拡大
- ・おすすめ絵本ポスター「この本よんだ？」の選書・作成・配布(ブック・ブックと連携)

②ブックスタート、おはなし会、出張おはなし会の継続

- ・おはなし会の実施、実施時間や内容の見直し
- ・こども図書館講座、工作、ビブリオバトルの実施及び参加

(3)利用が困難な子どもへのサービス

- ・移動図書館巡回の充実(移動図書館の定期巡回(7地区9ステーション)、小学校への巡回)

(4)連携による子どもの読書活動の推進

- ・児童サービスに関する研修機会の設定(ボランティアによる支援:行事の実施、資料修理、庭の手入れ等)

(5)啓発・広報

①ホームページや広報新宮、地方新聞、ケーブルTV文字放送、配布物や掲示による広報活動

- ・市ホームページ、広報新宮、地方新聞、ZTV文字放送、イオン新宮デジタルサイネージ(電子看板)での本の紹介や行事案内
- ・子ども向け行事や広報チラシの作成・配布
- ・図書館統計の作成、配布、ホームページ掲載

(6)その他

- ・遠隔地への返却拠点の設置
- ・市立図書館見学、職場体験、教職員の研修の受け入れ
- ・外国語絵本の充実

第二次計画を振り返っての課題

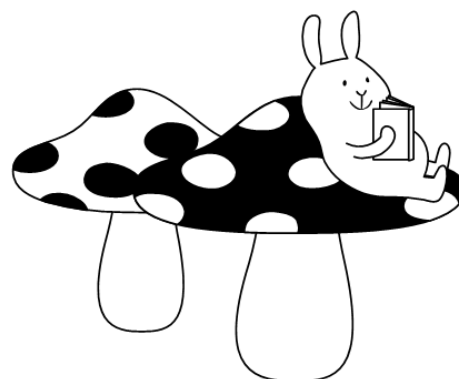
第二次計画期間を振り返って、主に下記のような課題が挙げられました。

- (1)おはなし会、ビブリオバトル参加人数の減少
- (2)読書に関心がある保護者が市立図書館等を利用したくなる手立ての必要性
- (3)移動図書館利用者のかたより、移動図書館についての周知不足
- (4)障がい特性により気軽に市立図書館を利用しにくい児童への対応
- (5)来館が困難な子どもへの対応
- (6)市立図書館について周知が不十分(場所、利用方法、サービス等)、広報新聞等
を読まない方への広報の方法
- (7)行事に必要な予算・人員の確保
- (8)ボランティアグループの新規会員確保
- (9)ボランティアの研修

読書についてのアンケート(令和4年度実施)より

アンケートでは、市立図書館を利用しない理由として、どの年代でも「遠い」というコメントが複数あり、その他にも低年齢では「子どもが静かにできない」、「資料の汚破損が心配」とするコメントも見られました。

また土曜日、日曜日、祝日の、市立図書館開館について「知らない」とする回答の割合が多いことや、移動図書館の巡回希望日時、場所などのコメントをみると、現在行っているサービスが十分に周知できていないことが分かります。今後、なお一層の働きかけが必要です。



5 ボランティア活動の推進

第一次計画期間を振り返って、主に下記のような課題が挙げられました。

- (1)活動の充実と継続のための、支え合う仲間の増員
- (2)各校区でのよみきかせボランティア養成
- (3)自主的な運営のための経費の確保

これらを少しでも解消するために、第二次計画では、

- (1)市立図書館とボランティアグループの連携による、人材育成・研修の推進を目標として掲げ、下記のような取組が進められました。

主な取組

- (1)市立図書館とボランティアグループの連携による、人材育成・研修の推進

①ボランティア募集呼びかけの継続

・広報新宮で募集の記事掲載、市立図書館内で募集ポスターの掲示(常時)

②勉強会や講座の開催

・よみきかせ、素話に関する講座、研修会の開催、配信講座を団体で受講し受講後意見交換

第二次計画を振り返っての課題

第二次計画期間を振り返って、主に下記のような課題が挙げられました。

- (1)定期的な勉強会などの開催について
- (2)新加入の方が溶け込みやすい環境づくり

読書についてのアンケート(令和4年度実施)より

アンケートは、家庭における読書の状況、学校図書館(室)等の施設の利用状況などを調査したため、ボランティアに関わる部分はありませんでした。

第4章 子ども読書活動推進のための今後の方策

1 家庭・地域における子ども読書活動の推進

子どもにとって家庭は、最も身近で重要な場所であり、読書環境においても同様です。子どもの読書習慣は、乳幼児期からの積み重ねにより形成されていくもので、保護者の継続的な関わりが重要だといわれています。

そのためには、子どもを取り巻く各機関が連携・協力して、保護者に読書の重要性を伝えたり、子どもが読書に親しむきっかけを作っていくことが必要です。

①家庭で本に親しむ環境づくり

保護者に絵本の楽しさ、大切さを伝えていき、乳幼児期から、子どもと絵本を読む楽しさにふれる機会を提供し、家庭でも絵本を介した楽しいひとときを過ごしてもらえるよう目指します。

具体的な取組

- ・子育て支援センターでのおはなし会の実施
- ・保育園(所)・こども園の園庭開放での絵本のよみきかせ
- ・ブックスタートの実施(保健センター、市立図書館、ボランティア)

ブックスタートとは、「絵本」と、赤ちゃんに絵本を開く楽しい「体験」をプレゼントする活動です。新宮市では4か月健診の際に、市立図書館、保健センター、ボランティア(感染症対策のため現在は休止中)が協力し、親子1組ずつに絵本の楽しさ、大切さを伝え、絵本を1冊手渡しています。4か月健診の受診率はほぼ100%であり、それまで絵本に関心の少なかった保護者にも絵本の楽しさや大切さを伝えることができます。また、絵本をプレゼントすることにより、赤ちゃんのすぐそばに、読んでもらえる絵本があるという環境を整えることにつながります。今後も連携を密にして、ブックスタートを継続して行います。

②地域全体での本に親しむ環境づくり

地域全体では読書に関するイベントの開催や、各イベントでのおはなし会実施などにより、誰もが本にふれあえる機会を増やすとともに、家庭と地域をつなぐ重要な場所である児童館でも、図書室の本や読書環境の整備を引き続き行うとともに、おはなし会の開催や読書の時間を設けるなど、子どもが自然に本に親しめるような雰囲気づくりに努めます。

具体的な取組

・子どもの読書に対する関心を引き出すための働きかけ

子どもの近くで本を読んでいる大人の姿を見せる。そのために、地域の大人が読書の大切さを実感するような取組に努めます。

・団体貸出を利用した、児童館図書室の読書環境整備

図書購入のための予算が手当されていない場合や、子どもの要求を満たすために十分でない場合、市立図書館からの団体貸出を活用して図書の設置などを行います。

・児童館、子育てひろば、放課後児童クラブ、保育園(所)、こども園、幼稚園、学校、市立図書館の連携による資料の活用

不要になり処分する資料がある場合、必要としている場所がないか相互に連絡を取り合い、より広く活用していきます。

・「子ども読書まつり～子ども一日移動図書館(仮称)」の開催

市立図書館を訪れる機会の少ない子どもや保護者を対象とした、イベントとしての移動図書館出動と本の貸出・カードの発行など、市立図書館利用のきっかけ作り。図書館の行事やサービス、図書館ボランティアの活動内容、丹鶴ホールで予定されている子ども向け行事等の内容紹介・展示、その他、地域の人々が連携し、子どもたちに楽しい一日をプレゼントします。

③利用可能なサービスの広報

児童館と、子育て推進課、市立図書館、ボランティアなどが連携し、情報の共有や資料の充実を図っていくとともに、現在利用可能なサービスが周知できるよう、働きかけていきます。

具体的な取組

・利用可能なサービスの広報

市立図書館での大型絵本の貸出など、各施設や団体で既に実施していても、一部の人にしか情報が届いていないサービスを周知するよう努めます。

2 保育園(所)・こども園・幼稚園における子ども読書活動の推進

子どもたちにとって、保育者からゆったりと絵本を読んでもらうことは、絵本を通して、保育者や友だちと心を通わせながら、おはなしの世界を共有する大切な役割を担っています。絵本には、子どもたちの夢や想像力を膨らませ、心豊かにする力があります。

また、読んでもらうだけでなく、子どもが自分で本を手にとって見たり、読んだりする楽しさに出合うのも、まさにこの時期であり、保育園(所)、こども園、幼稚園の果たす役割は重要です。保育者と過ごす時間の中で、子どもたちはたくさんの素晴らしい絵本に出会い、上記のような力をつけていくことが期待できます。

①絵本に親しむための環境を整えます

絵本と子どもを繋ぐべく、絵本が常に身近にあり、保育者がよみきかせをしたり内容を体験させたりして、絵本に興味や関心をもつような環境作りを進めます。

具体的な取組

- ・保育、幼児教育に携わる職員の情報交換会、勉強会等の実施
情報の共有や、図書の相互貸出、よみきかせに関する勉強会などを行います。
- ・保育の中に絵本を取り入れる
よみきかせの実施、制作や活動の中に絵本を取り入れます。

②市立図書館やボランティアとの連携をすすめます

市立図書館とは、絵本などに関する情報をもとに、質的にすぐれた絵本を揃えるように連携し、また、よみきかせなどの協力については、ボランティアとも連携していきます。

具体的な取組

- ・団体貸出の活用による絵本の入替など環境整備
図書購入のための予算が子どもの要求を満たすために十分でない場合、市立図書館からの団体貸出を活用して図書の設置などを行います。
- ・保育園(所)・こども園・幼稚園での活動に、市立図書館利用機会を取り入れる
日常の活動の中に、市立図書館・移動図書館の利用や、その際によみきかせを取り入れることによって、子どもにとって市立図書館の利用が身近なものになるようにします。

③保護者への働きかけを行います

子どもが今どんな絵本を読んでいるのか、どんな絵本に興味があるのか、市立

図書館のおはなし会等、本に関する行事について、保護者にもおたよりなどで伝えることで関心を高めていき、また、保護者も気軽に手に取り、親しめるような絵本コーナーなどの設置をすすめていきます。

具体的な取組

・保護者向けおたよりに絵本や読書に関する行事の情報をとり入れる

絵本の楽しさや、時宜に応じたおすすめの本、子どもたちが興味を示している本、おはなし会などの本に関するイベントなどをお知らせします。

・各家庭への本の貸出

家庭での読書は、その子の周りの大人も一緒に楽しめます。大人が忙しくて一緒に読めなくても、子どもが一人でも楽しめます。

3 学校における子ども読書活動の推進

学齢期の子どもにとって、一番身近な図書館が学校図書館(室)です。小学校・中学校・高等学校に通う子どもにとって、空気のように身の周りに本があることが大変重要なことです。それは乳幼児期に経験したよみきかせなどで読書に興味をもった子どもが本を好きになり、身近にある本を手に取り、やがて年齢に応じた確かな本を選ぶ力、読む力が育っていくことにつながるからです。

そのため、児童生徒の発達段階に応じた読書活動に関する取組や環境整備を推進します。

①読書意欲の向上と読書指導の充実

子どもの読書意欲は小さい頃は比較的大きいのですが、成長するにつれてだんだんと読書離れが進んでいく傾向が見られます。年齢に応じた読書力を育てるため、子どもの読書への意欲をもたらず読書指導が必要となります。そのため、計画的に子どもの読書意欲の向上を目指す取組を進めるよう、すべての学校関係者を啓発します。

また、障がいのある子どもの読書活動については、一人一人の個性に応じた働きかけをしていきます。

具体的な取組

・本と出会う機会をつくり、興味を引出す

担任、司書、ボランティアによるよみきかせなど、子どもが新たな本に出会う機会をつくり、今まで自分で選ばなかった本などへの興味も引き出せるようにしていきます。

②資料収集と環境整備の推進

常に魅力ある図書・資料を整備し、子どもたちの「読みたい」「知りたい」「調べたい」という意欲に応えることで読書が好きになり、読む力が育成されていきます。そのため、文部科学省の定める「学校図書館図書標準」を充たすことはもちろん、子どもたちが学びを深めるための資料の充実に努めます。

また、各学校の地域特性に応じた資料の収集とともに、子どもへの情報発信の場としても、学校図書館(室)の果たす役割は大きいものです。そのため、子どもたちが快適で利用しやすい環境の整備に努めます。

具体的な取組

・学校図書館(室)の魅力アップ

設備や掲示を工夫することにより、利用しやすい、利用したくなるような雰囲気づくりに努めます。

③司書教諭と学校司書の充実

学校図書館(室)の中心的な役割をになう人には、司書教諭、学校司書がいます。司書教諭については、平成15年度より12学級以上の小学校・中学校などに配置することが義務付けられていますが、この基準に関わらず全学校に配置することができるように努めます。

また、学校司書は司書教諭と連携しながら、図書の選定、購入、装備、整理、広報、活用、保存など多岐にわたる重要な役割をもっています。その役割は専門的な知識で子どもの豊かな読書活動や授業実践を支える土台となることから、小学校・中学校について、学校司書の配置の充実に努めます。

具体的な取組

・人材育成・研修の推進

各種研修等を受講し、司書のスキルアップを目指します。

④学校と市立図書館との連携の促進

学校図書館(室)が活発に機能するためには、学校と市立図書館との連携が重要です。学校と市立図書館が資料の情報や資料整理などのノウハウを共有し、活用することで子どもの読書環境は大きく広がり、授業や調べ学習の充実、読書活動の推進や学力向上などの効果が期待されます。

引き続き、学校と市立図書館は、移動図書館の活用や団体貸出などを積極的に推進し、連携を促進します。

具体的な取組

・興味をもった本を、いつでも読める環境作り

市立図書館との連携により、子どもが興味をもった本や、その関連本などをタイミングよく手に取れる環境を整えます。

・調べ学習の支援

調べ学習に必要な資料(情報)を手に入れられるよう支援します。

・並行読書の充実

授業で使用する資料など、学校が必要とする資料の情報を、学校と市立図書館で共有、市立図書館の選書の参考とする等、資料の充実に努めます。

4 市立図書館における子ども読書活動の推進

公共図書館は、必要な情報を調べ、知識を得るだけでなく、読書の楽しさと喜びを実感できる場所でもあります。本の楽しさにふれることが出来れば、おのずと日常的に読書を楽しむことになり、それが、生涯にわたる読書習慣や、市立図書館の利用へとつながるでしょう。そのためには、乳幼児をもつ保護者や子どもが魅力的なたくさんの資料を自由に手にとれる環境が重要です。子どもたちが生涯にわたる読書週間を身に付けられるよう、環境の整備、サービスの充実に努めます。

①環境整備の推進

資料の整備を継続し、体系的な蔵書が収集されるよう図ります。

また、ヤングアダルトコーナーのより快適な環境と魅力的な資料の整備を続け、中学生や高校生が安心して本を手に取り、落ち着いて選びやすくなるよう努めます。

具体的な取組

・資料の継続的な整備

幼年童話、ヤングアダルトコーナーを含め、体系的な資料の整備を継続します。

②利用の促進

ブックスタートや、おはなし会、小学校等への出張おはなし会などで、学校やボランティアなどと連携し、絵本や読書の楽しさ、大切さを伝えていきます。そして、市立図書館を利用するきっかけとなるよう、移動図書館の小学校巡回を継続します。

また、おはなし会を充実させ、子どもと本をつなげるためには、専門性の高い職員を養成・配置することも大切です。児童サービスに関する研修の機会をもち、一人一人の職員の専門性を高めていけるよう努めます。

具体的な取組

- ・季節に応じた本等の展示により、子どもが読みたい本に手が届く環境を整える
- ・ブックスタート、おはなし会、出張おはなし会の継続
- ・児童サービスに関する研修機会の設定

③利用が困難な子どもへのサービス

市立図書館利用が困難な理由は、市立図書館まで一人で来館できる距離でないことや、障がい特性により気軽に利用しにくいこと、日本語以外を日常の言語とし

ていること、長期入院など、様々予想されます。それらを解消し、利用が困難な子どもにも利用機会を提供するために、移動図書館などのサービスや、設備面の環境整備を行います。

また、利用が困難な理由を解消するにはどのようなアプローチが有効なものなのか具体的に把握し、環境整備、情報収集、資料の整備、専用機器の導入など、個々にあわせたアプローチや、多くの課題を、解消できるよう努めます。

具体的な取組

・移動図書館巡回の充実、広報

市立図書館より2キロ以遠の地域と市内全小学校への定期巡回を実施します。また、ステーション、巡回内容の改善に向けた検討、より利用しやすい場所、時間や、巡回可能な場所の調査、移動図書館内の資料の入れ替えなど、巡回内容の検討・改善を継続します。

④連携による子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書環境の改善や、本計画の効果的な実施のために、子どもの読書活動を推進する関係部局及び関係機関、そしてボランティアとの連携が必要です。新宮市子ども読書活動推進会議の組織を継続し、連携することにより情報をより広く共有し、子どもの読書活動を推進していきます。

具体的な取組

・会議の開催

それぞれの状況、課題等を共有するため、年1回以上の会議を開催します。

⑤啓発・広報

おはなし会など行事やサービス、新着資料などの広報を行います。市立図書館利用が困難な子どもへ、利用可能なサービスや設備があるという情報が届いていない場合も考えられ、効果的な広報を行い、より多くの子どもやその保護者が、市立図書館利用の機会を持てるよう目指します。

また、読書活動に関する講演会などの行事を開催することにより、市立図書館や読書活動に関する啓発を行います。

具体的な取組

- ・ホームページや、広報新宮、地方新聞、市内に設置されているデジタルサイネージなどの活用、配布物や掲示による広報活動
- ・保育園(所)、こども園、幼稚園、小学校の市立図書館見学の受け入れ
- ・中学生・高校生の職場体験学習などの受け入れ

5 ボランティア活動の推進とその支援

新宮市には「おはなしの玉手箱」や「おはなしぽけっと」、「ボランティアグループブック・ブック」の他、個人で活動するボランティアの方々がおり、保育園(所)、こども園、幼稚園、学校、市立図書館、児童養護施設や地域のイベントなどでおはなし会やよみきかせ、本の修理やその講座などの活動を行っています。一つ一つの取組を進めていくために、より多くの地域の人々の協力が必要です。

①ボランティア一人一人のスキルアップ

ボランティアの育成及び研修については、各関係機関が連携し、ボランティアの養成講座、レベルアップ研修会、講演会、自主的勉強会などを効果的に行えるよう取り組んでいきます。

具体的な取組

- ・勉強会や講座の開催(年2回程度)

②各団体、個人の連携と新たなボランティアの募集

各グループの活動継続のためには、常に新しい仲間を増やすことが必要です。活動内容の広報等の募集の呼びかけ、よみきかせ初心者向けの講座等を行います。

具体的な取組

- ・ボランティア募集呼びかけの継続
- ・読書に関する講演会等開催による市民への啓発

③運営主体の移行、ネットワーク構築

各ボランティアグループ・個人が自主的に運営や活動を行い、それぞれの関係機関がその活動のサポートをすると共に、活動の機会を提供し、市立図書館がネットワークの構築を図るといった協力・支援体制が構築できるよう努めます。

具体的な取組

- ・ボランティア運営主体の移行
- ・各グループによる各種助成・補助制度利用による活動運営経費の確保
- ・子どもと本への思いを同じくする人たちとの交流会開催

参考資料

資料1 読書についてのアンケート調査 結果報告書

令和5年8月
新宮市立図書館

実施概要

*調査目的

新宮市の子どもたちの家庭での読書状況および保護者の読書状況について把握し、「第3次 新宮市子ども読書活動推進計画」策定に活用するために実施した。

*調査対象・配布方法

新宮市内の保育園(所)・こども園・幼稚園・学校に在籍する2歳児、5歳児、小学校2年生、小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の児童、生徒を対象に実施。配布・回収は各施設にご協力いただいた。

*調査期間

令和4年11月15日(火)～12月20日(火)

*回収結果

1,403枚配布、922枚回収(回収率65.7%)

複数回答や、無回答をカウントしていない設問があるため、設問ごとの回答数は異なる。

結果概要より

本を読んでもらう乳幼児期には、ほとんどの子どもが本を読んでもらうことが好きであるが、小学校2年生以上の、「本を読むことが好き」という回答は約半数に低下し、「わからない」は約2割を占める。「いいえ」は年齢が上がるにつれ増加し、高校2年生では20%、5人に1人が「読書が嫌い」と回答している。

本を読むより優先することは、2歳、5歳は「おもちゃ等で遊ぶ」が最も多いが、5歳は「テレビ・DVD 等を見せる」や「スマホを見せる」の割合も多くなる。小学生からは、テレビが最も多くなり、小5は習い事も多くなっている。中・高生はスマートフォンが最も多くなっており、全体的にテレビやスマートフォンの視聴を読書よりも優先する傾向がみられる。

各年代の不読率(1か月の間に本を1冊も読まない人)は、2歳が最も低く 9.5%、最も高い高2で 27.1%であった。学校読書調査結果と比べると、小学生、中学生の不読率は新宮市の方が高く、高校生の不読率は新宮市の方が低いという結果になった。

読書の状況は、家にある、絵本や童話の本、小説などを、週3～毎日の頻度で、10分・30分程度読んでいるという子どもが多いという結果になった。

また、問Ⅱの各施設の利用状況では、小2の学校図書館利用が1ヶ月で4回以上となっている他は、図書館、移動図書館、児童館図書室とも「0回」という回数が多く、子どもの利用が非常に少ないという結果になった。利用しない理由としては、小5以上では、「行きたいと思わない」「読みたいと思う本がない」「借りなくても読みたい本が手元にある」が増加していることから、年齢が上がるにつれ、行動範囲も広がり、各々の好みも確立されていき、借りる以外の方法で本を手に入れることが増えると思われるが、乳幼児期では「忙しかった」という回答が多く、保護者が忙しく、子どもと一緒に施設を訪れる時間がないことが想像できる。

移動図書館の巡回について、利用しやすい曜日・時間・場所のコメントは、週末、駐車場のあるところ、スーパー、学校の近くという意見が多い。高校生では、駅の近くというコメントもあった。また、現在巡回している曜日や場所を記入している人も多いため、現在行っているサービスのより一層の周知が必要である。

資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校図書館(室)その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館(室)、公共市立図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館(室)、公共市立図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料3 新宮市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、新宮市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)を策定し、効果的な実施を図るため、新宮市子ども読書活動推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1)計画の策定及びその実施を推進すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、読書活動の推進に関して必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる所属または職及び団体等からの推薦により会長及び委員20名以内をもって組織し、教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。ただし、平成29年度に任命された委員の任期については平成31年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長等)

第5条 会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は委員の内から会長が指名する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集しその議長となる。

2 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、新宮市立図書館において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が、会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成29年9月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に招集される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則(令和2年3月27日教委告示第2号)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

		所 属・職
委 員	1	おはなしの玉手箱 ※ボランティアグループ
	2	ボランティアグループ ブック・ブック
	3	図書館協議会委員
	4	市内高等学校図書館担当者
	5	小学校又は中学校の校長又は教頭
	6	小学校又は中学校の教員
	7	幼稚園教諭
	8	保育所(園)保育士
	9	子育て推進課職員
	10	福祉課職員(障害福祉担当)
	11	生涯学習課職員(生涯学習又は児童館担当)
	12	教育政策課職員
	13	学校図書館司書
	14	文化振興課職員
	15	図書館OB・OG

資料4 本計画策定の経過

令和5年 5月12日	第1回会議開催／於丹鶴ホール 会議室 ○会長・副会長決定 ○「読書についてのアンケート」の集計について報告 ○スケジュールについて
7月 6日	第2回会議開催／於王子ヶ浜小学校 図書室 ○王子ヶ浜小学校図書室見学 ○第二次計画期間の取組、課題について ○「読書についてのアンケート」の集計について報告
9月 5日	第3回会議開催／於新宮市役所 会議室 ○中央児童館図書室見学 ○計画案について協議
11月16日	第4回会議開催／於新宮市役所 会議室 ○計画案全体について協議 ○「読書についてのアンケート」の集計について
12月15日～ 令和6年1月5日	パブリックコメントの募集
令和6年1月16日	第5回会議開催／於丹鶴ホール 会議室 ○パブリックコメントの結果報告、計画案について最終確認
2月14日	新宮市子ども読書活動推進会議より、新宮市教育委員会へ提出

資料5 新宮市立図書館児童関係各種統計

	H23 (2011)	H28 (2016)	R4 (2022)
開館日数	279	282	277
18歳以下新宮市人口	5,110	4,417	3,638
18歳以下登録者数(市内のみ)	1,880	1,537	2,026
(年齢別再掲)0～6歳	171	168	150
(年齢別再掲)7～12歳	947	786	894
(年齢別再掲)13～15歳	487	365	527
(年齢別再掲)16～18歳	275	218	455
児童図書蔵書冊数(ヤングアダルト含)	25,522	27,721	31,405
児童図書貸出冊数	31,801	28,247	46,678
移動図書館利用人数 (子どものみ)	1,592 (669)	1,599 (684)	1,358 (461)
移動図書館貸出冊数 (子どものみ)	9,209 (-)	12,065 (-)	5,557 (1,511)
おはなし会参加人数(大人・子ども) ※R4 にこにこ休止、ぷちぷち定員有	131・194	175・209	77・87
上映会参加人数(大人・子ども)	未実施	22・3	未実施
こども図書館講座参加人数	未実施	25	未実施

資料6 新宮市子ども読書活動推進会議委員名簿

任期 令和 5年 4月 1日から
令和 7年 3月31日まで
(令和 6年 3月31日現在)

	氏 名	所属・職
会 長	山崎 泰	図書館協議会/図書館OB
副会長	谷口 幸生	王子ヶ浜小学校
	引本 庸代	おはなしの玉手箱
	濱野 小夜子	ボランティアグループ ブック・ブック
	奥田 健太	和歌山県立新翔高等学校
	尾崎 卓子	丹鶴幼稚園
	林 いずみ	蓬萊保育所
	田中 由香	子育て推進課
	中濱 裕美子	福祉課
	前田 佳伸	生涯学習課
	竹村 伸也	教育政策課
	川野 真由子	学校図書館司書(小学校担当)
	下村 恵美	学校図書館司書(中学校担当)
	天野 賢治	文化振興課

事務局 新宮市立図書館
館長 峪 中 直 樹
道 前 美 穂
竹 原 優 美
嶋 田 有 華
月ノ井 花 佳

第三次 新宮市子ども読書活動推進計画

令和6年3月発行

発行：新宮市教育委員会

和歌山県新宮市春日1-1

事務局：新宮市立図書館

和歌山県新宮市下本町2-2-1

TEL 0735-22-2284